## 市原 JC Friendly Club 会則

## 第1章総則

### (名称及び事務局)

第1条 本会は、市原 JC Friendly Club と称する。

# (事務局)

第2条 本会は、事務局を市原市青柳2-3-4ダスキン姉崎内に置く。

# (目的)

第3条 本会は、一般社団法人市原青年会議所(以下「市原 JC」という)の円滑な事業推進を助けることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 市原 JC の援助・応援
- (2) 市原 JC の例会、各種事業への協力、参加
- (3) 本会員の親睦のための事業
- (4) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

## (会員)

第5条 本会の会員は市原 JC を卒業し且つ本会の目的に賛同する者とする。

### (入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

## (会費)

第7条 会員は、次に定める会費を当年度の総会までに納入しなければならない。

(1)年度内に45歳に達する者及び以下の者	30,000円
(2)年度内に46歳に達する者	20,000円
(3)年度内に46歳に達する理事長経験者	30,000円
(4)年度内に47歳に達する者及び以上の者	10,000円
(5)年度内に47歳に達する理事長経験者(年度内69歳まで)	20,000円
(6) 年度内に70歳に達する者及び以上の理事長経験者(年度内77歳まで)	10.000円

### (退会)

第8条 次の項目に該当するものは、退会として扱う。

- (1) 退会届を会長に提出し、役員会の承認を得たもの
- (2) 原則として2年間会費を納入しないもの
- (3) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたと役員会が判断したとき
- (4) 死亡したとき
- (5)解散したとき

#### ( 拠出金品の不返還 )

第9条 退会した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章役員

## ( 役員の種類及び数 )

第10条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1)会長 1人
- (2)副会長 2人
- (3) 運営専務 1人
- (4)事務局長 1人
- (5)委員 若干名
- (6) 監事 2人
- 2. 会長が委託することで相談役を置くことができる。

# ( 役員の選出)

**第11条** 役員の選出は、会員の互選によるものとし、総会において承認をえるものとする。

#### ( 役員の任期 )

第12条 役員の任期は、3年間とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### ( 役員の職務 )

第13条 会長は、本会を代表し、所務を統括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が指定する順序に従いその職務を代行する。
- 3. 運営専務は、会長及び副会長を補佐し、所務をつかさどる。
- 4. 事務局長は、本会の運営上の諸事務を担当する。
- 5. 委員は、本会の運営上の所務を担当する。
- 6. 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 本会の業務執行状況を監査すること。
- (3) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は役員会の招集を請求し、又は招集すること。

### 第4章総会

(種別)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 収支決算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

#### (開催)

第17条 定時総会は、毎年4月に開催する。

- 2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第12条第6項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第19条 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2. 前項の場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

### 第5章役員会

(役員会)

**第20条** 役員会は、役員をもって構成する。ただし監事は、役員会に出席し意見を述べることができるが議決権を有さない。

2. 会長は必要に応じ相談役を役員会に出席させることができる。ただし相談役は意見を述べることができるが議決権を有さない。

(権能)

第21条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項

### (開催)

第22条 役員会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1)会長が必要と認めたとき。
- (2) 議決権を有する役員現在数の3分の1以上から招集の請求があったとき。
- (3) 第12条第6項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

## (議長)

第23条 役員会の議長は、運営専務がこれに当たる。

## 第6章資産及び会計

#### ( 資産の構成 )

第24条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

## ( 資産の管理 )

第25条 本会の資産は運営専務および事務局長が相互牽制しつつ管理する。

## ( 会計年度 )

第26条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

### (事業報告及び決算)

第27条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書を作成 し、監事の監査を受け、総会において報告しなければならない。

### (附則)

第28条 本会則は、2022年 1月1日より施行する。